

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観 観 産 第 6 9 0 号
平成28年4月11日	国 総 支 第 2 号 国 鉄 都 第 6 号 - 1 国 鉄 事 第 9 号 国 自 旅 第 5 号 国 海 内 第 2 号 観 観 産 第 1 号 観 参 第 6 号
平成28年6月10日	国 総 支 第 2 3 号 国 総 物 第 1 6 号 国 鉄 総 第 5 0 号 国 鉄 都 第 3 6 号 国 鉄 事 第 7 0 号 国 自 旅 第 4 9 号 国 海 内 第 2 7 号 国 港 産 第 2 6 号 国 空 ネ 企 第 3 4 号 国 空 事 第 1 0 8 7 号 観 参 第 4 9 号
平成28年11月28日	国 総 支 第 4 3 号 国 総 物 第 6 4 号 国 鉄 総 第 1 8 4 号 国 鉄 都 第 7 3 号 国 鉄 事 第 1 9 8 号 国 自 旅 第 2 0 8 号 国 海 内 第 1 0 6 号 国 港 総 第 3 0 2 号 国 空 ネ 企 第 1 2 6 号 国 空 事 第 4 4 6 3 号 観 参 第 1 8 6 号
平成29年3月15日	国 総 支 第 6 1 号 国 総 物 第 1 0 1 号 国 鉄 総 第 2 9 6 号 国 鉄 都 第 1 3 2 号 国 鉄 事 第 3 1 9 号 国 自 旅 第 3 7 8 号 国 海 内 第 1 7 3 号 国 港 総 第 4 9 1 号 国 空 ネ 企 第 1 6 9 号 国 空 事 第 7 2 5 2 号 国 空 環 第 7 8 号 観 参 第 2 6 6 号
平成30年3月28日	国 総 支 第 6 3 号

	国総物第144号
	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号

	国海内第122号
	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号

	観観産第1865号
	観参第1127号
令和3年3月30日	国総地第116号
	国鉄総第472号
	国鉄都第273号
	国鉄事第835号
	国自旅第492号
	国海内第229号
	国海外第315号
	国港総第769号
	国空総第1170号
	観観産第2045号
	観参第1270号
令和4年2月8日	国総地第58号
	国総毛第76号
	国総物第82号
	国鉄総第358号
	国鉄都第141号
	国鉄事第612号
	国鉄施第316号
	国自旅第448号
	国海内第253号
	国海外第367号
	国港総第587号
	国空総第1064号
	観観産第319号
	観参第623号
令和4年3月22日	国総地第80号
	国鉄総第432号
	国鉄都第200号
	国鉄事第693号
	国自旅第520号
	国海内第302号
	国海外第410号
	国港総第678号
	国空総第1258号
	観観産第443号
	観参第752号
令和5年2月8日	国総地第83号
	国総毛第99号
	国鉄総第394号
	国鉄都第135号
	国鉄事第629号
	国鉄施第252号
	国自旅第420号
	国海内第119号
	国海外第364号

目次

- 第1編 共通事項（第1条―第3条）

- 第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

- 第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業
 - 第1節 総則（第27条）
 - 第2節 交通サービス利便向上促進等事業（第28条―第54条）
 - 第3節 交通サービス調査事業（第55条―第78条）

- 第4編 インバウンド安全・安心対策推進事業（第79条―第96条）

第1編 共通事項

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

（交付の申請）

- 第5条** 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第6条** 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第1-2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第8条** 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(交付決定の変更等の申請)

- 第9条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第1-3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の変更及び通知)

- 第10条** 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を附することができる。

(契約等)

- 第11条** 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条** 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 大臣が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

- 第13条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第1-5による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第14条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第1-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第15条** 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第1-7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について

猶予することができる。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条** 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-8により補助事業者に通知する。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条** 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第1-9による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第1-10により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条** 大臣は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - 六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条** 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第1-11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第1-12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21条** 取得財産等のうち、適正化法施行令第1条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第1-13による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第22条** 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条** 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第24条** 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第6条から第10条まで、第11条第3項から第6項まで、第12条から第16条まで及び第18条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第17条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 補助対象事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条の規定に基づく計画変更の申請、第11条第2項の規定に基づく届出、第13条の規定に基づく事故報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第26条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る第6条第1項の規定に基づく通知、第9条第1項の規定に基づく承認、第10条第1項の規定に基づく通知、第11条第5項の規定に基づく要求、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令又は第21条第3項に基づく承認について(以下「通知等」という。)、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和5年2月8日から施行する。

第2条 省エネ設備等導入支援事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、交通インバウンド環境革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業による補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第3条 この要綱において、「省エネ設備等導入支援事業」とは、宿泊施設、観光施設等における省エネ設備等の導入に要する経費の一部を助成することにより、インバウンドの本格再開に備え宿泊施設、観光施設等のサステナビリティの向上に関する取組を支援することを目的とする。

2 この要綱において、「空港における旅客手続き等環境整備支援事業」とは、来るべきインバウンド回復に備え、空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一气通貫で高度化することを目的とする。

3 この要綱において、「交通インバウンド環境革新等事業」とは、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(以下「指定市区町村」という。)に係る観光地(以下「特定観光地」という。)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促すことを目的とする。

4 この要綱において、「インバウンド受入環境整備高度化事業」とは、特定観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、イ及びロに掲げる事業を対象に補助金の交付を行うことにより、受入環境整備を高度化することを目的とする。

イ 公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に

係る環境整備を一体的に進める事業(以下「面的整備事業」という。)

- ロ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る事業(以下「拠点機能強化事業」という。)

(定義)

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 二 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。

(補助対象期間)

第5条 令和4年度第二次補正予算における省エネ設備等導入支援事業、交通サービス利便向上促進事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、交通インバウンド環境革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業及びインバウンド安全・安心対策推進事業の補助対象期間は令和5年2月8日から令和5年3月31日(繰越明許により繰越された場合については令和6年3月31日)までとする。

(補助対象事業等)

第6条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下、本附則において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 省エネ設備等導入支援事業の補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 3 令和4年度第二次補正予算における交通サービス利便向上促進事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする。
- 4 令和4年度第二次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする(補助対象事業者が第6項の鉄軌道事業者に車両を貸与する者の場合は、車両の導入に限る。)
- 5 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。
- 6 令和4年度第二次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者(以下「鉄軌道事業者」という。)及び鉄軌道事業者が車両を貸与する者とする。
 - 一 地方公共団体(第三種鉄道事業者を除く。)
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- 7 空港における旅客手続き等環境整備支援事業における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。
- 8 交通インバウンド環境革新等事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表4、附則別表5及び附則別表5の2に定めるものとする。
- 9 令和4年度第二次補正予算における交通サービス利便向上促進事業、令和4年度第二次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業及び交通インバウンド環境革新等事業において、鉄軌道事業者が車両を貸与する者が第30条第1項の規定により補助金交付申請書を提出しようとするときは、様式第6—13による補助金交付申請確認書を添付するものとする。
- 10 インバウンド受入環境整備高度化事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表6及び附則別表6の2に定めるものとする。

(補助金の額)

第7条 省エネ設備等導入支援事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

2 令和4年度第二次補正予算における交通サービス利便向上促進事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

3 令和4年度第二次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。ただし、再構築計画に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体(国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。)が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。)が負担するときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額(この号において「特定地方公共団体補助額」という。)に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額(次号において「特定補助対象経費」という。)に補助率1/2を乗じて得た額以内の額

二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率1/3を乗じて得た額以内の額

4 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

5 交通インバウンド環境革新等事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表5及び附則別表5の2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

6 インバウンド受入環境整備高度化事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表6及び附則別表6の2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第8条 第5条から第26条までの規定は、附則第4条の補助対象事業のうち、省エネ設備等導入支援事業を行う場合において準用する。この場合において、第5条中「様式第1-1」とあるのは「様式第5-1」、第6条中「様式第1-2」とあるのは「様式第5-2」、第9条中「様式第1-3」とあるのは「様式第5-3」、第10条中「様式第1-4」とあるのは「様式第5-4」、第13条中「様式第1-5」とあるのは「様式第5-5」、第14条中「様式第1-6」とあるのは「様式第5-6」、第15条中「様式第1-7」とあるのは「様式第5-7」、第16条中「様式第1-8」とあるのは「様式第5-8」、第17条中「様式第1-9」とあるのは「様式第5-9」、第18条中「様式第1-10」とあるのは「様式第5-10」、第20条第2項中「様式第1-11」とあるのは「様式第5-11」、第20条第3項中「様式第1-12」とあるのは「様式第5-12」、第21条第3項中「様式第1-13」とあるのは「様式第5-13」と読み替えるものとする。

2 第30条から第48条、第50条及び第52条から第54条までの規定は、附則第4条の補助対象事業のうち、令和4年度第二次補正予算における交通サービス利便向上促進事業、令和4年度第二次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業及び交通インバウンド環境革新等事業を行う場合において準用する。この場合において、第30条、第52条及び第53条第2項中「様式第2-1」とあるのは「様式第6-1」、第31条中「様式第2-2」とあるのは「様式第6-2」、第32条及び第53条中「様式第2-3」とあるのは「様式第6-3」、第32条第2項及び第53条第2項中「様式第2-4」とあるのは「様式第6-4」、第33条中「様式第2-5」とあるのは「様式第6-5」、第35条中「様式第2-6」とあるのは「様式第6-6」、第36条中「様式第2-7」「様式第2-8」とあるのは「様式第6-7」「様式第6-8」、第37条中「様式第2-9」とあるのは「様式第6-9」、第38条第2項中「様式第2-10」とあるのは「様式第6-10」、第45条第2項中「様式第2-11」とあるのは「様式第6-11」と読み替えるものとする。

別表1(附則第6条第2項関連)

省エネ設備等導入支援事業

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	

省エネ設備等導入 支援事業 (間接補助)	省エネ設備等導入支 援事業	宿泊事業者、観光施設を設置し、又は管理する者等 が実施する省エネ対策に必要となる設備、機器等 の導入に要する経費の一部を助成する事業に要す る経費	1 / 2
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通 信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱 水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、そ の他事業を行うために特に必要と認められるもの (公租公課等)	定額

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 交付申請書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条第1項の規定に基づき、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(省エネ設備等導入支援事業)の交付について、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費
円
4. 補助対象経費
円
5. 補助金交付申請額
円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙)
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員名簿

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
カコウ タウ	観光 太郎	S	30	03	04	M	株式会社観光庁	代表取締役
コト 仔ウ	国土 一郎	S	40	01	01	M	株式会社観光庁	常務取締役
カミ ハコ	霞 花子	S	45	12	24	F	株式会社観光庁	取締役部長

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第5-1 別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	積算内訳	補助率	補助金の交付申請額	備考
合計						

番 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった「令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(省エネ設備等導入支援事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(省エネ設備等導入支援事業) 交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助対象事業は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和〇年〇月〇日付け国総支第〇号、国総物第〇号、国鉄総第〇号、国鉄都〇号、国鉄事第〇号、国自旅第〇号、国海内第〇号、国港総第〇号、国空ネ企第〇号、国空事第〇号、観参第〇号）に定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すること。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 国土交通省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を減額することとする。

7. (補助事業者名)は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿を日々作成しなければならない。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. (補助事業者名)は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することに留意すること。

9. (補助事業者名)は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により大臣に報告し、その指示に従わなければならない。

(別添様式)

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
((省エネ設備等導入支援事業))における海外付加価値税還付報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 ((省エネ設備等導入支援事業)) における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 補助金額 (交付要綱第16条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 交付決定の変更等申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の(内容・経費の配分)を下記のとおり変更したいので、訪日外
国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、り申請し
ます。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象経費及び補助金交付申請額

補助対象経費 金 円
補助金交付申請額 金 円

4. 別紙関係書類

殿

国土交通大臣

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け補助金の交付決定の変更等申請のあった標記補助金に係る補助対象事業については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更することを決定したので通知する。

。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 事故報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

円

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 状況報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 実績報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	実績額	流用額	流用 後額	実績額	流用後 交付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき様式第1-12による取得財産管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

第 号
令和 年 月 日

殿

国土交通大臣

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業)の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった「令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(省エネ設備等導入支援事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1. 確定補助金額 金 円

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(省エネ設備等導入支援事業) 精算(概算) 払請求書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算) 払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第16条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱附則第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 取得制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- （注）1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱附則第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 取得制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代 表 者

令和 年度 財産処分承認申請書

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第21条第3項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産等管理台帳の該当財産部分の抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由